

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

文久雜誌

九

経済学
研究
80
273

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

朱書

経済学
部
80
273



36111

前編之九

文久三年戊子十月廿日ヨリ
亥三月廿日迄

挿入文書

九月

村山初書

此者長野主格妻として戊午年以來好斗お巧稀成大膽
石部之町業有之石可殺罪科以て其方女たるを以て西端之上
死罪一書を減し主格白状遂に味有好夫處刑に加るや
右より十書科之条は原に於て女生るもの有りて主格
を何斗此の方

一 日十六日栗田より書有る

多田常乃儀贈るに近加初格と謂長野主格と互に好謀お
働り戊午年より有志と徒に書翰を往來封函迄
至る所にお返り処事お願いし終に憂國赤心

者其一時地之拂乎多其生眾矣其地不可容之德
 遂一白帖之系不可移舉似此一端也孝子不肖也
 古多風也金園寺役人之由

今日登城之於市白書院法緣於春嶽後河老中
 列在周防守府之勅書字云通勅使持節之河老
 甘字云通河漢之官其勅令別紙之通河漢之官其通河
 且春嶽後之別紙之通河漢之官其通河漢之官其通河
 以爲早之通河漢之官其通河漢之官其通河漢之官其
 通河漢之官其通河漢之官其通河漢之官其通河漢之官其

青 十三日

上段或於古補
 松平乃德智

松平隆興之由
 松平隆興之由
 有馬中將之補
 南島英治之由
 松平石近之由
 修遠之由
 丹羽元京之由

飛升破浪

程氏論金匱之書

師之於徒也。望其肩背。且責其敏。處分深遠。一過。則旋以爲。
 累。及於。後。乃。深。自。求。之。又。中。自。陽。之。也。一。少。一。力。一。時。一。在。一。
 下。一。之。一。也。

近世又漸近後移於佛座間而親愛

柳眉兒
綠髮兒
紅粉兒
白雲兒
青衫兒
黃腸兒
紫羅兒
黑髮兒

上三行爲 中三行爲 下三行爲 通

據為念先年外夷今日所施以役是之於柳雲
冬之五年能行新政勉勵朕意悅悅不辭然
卿多卜於吾據夷一定人公雖玉一彼乎且也一心
彼乎執起於邦門早交據夷而名于天下名之第
畏武臣職掌建之於朕定之策策可拒海醜也
從之也

勅授持事卿云

今般攘夷之氣堅定之乎云々ん布告事を於此小六

入意或由者重也然其心不主其理而主其
義也 故其心向於義者方今之學一所未聞
後之學者其心必不主其理而主其義也

先年之學師之學向也 而今之學向也 而今之學
之朝也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學

先年因安公之教而信之 中師之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學

今日之學 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學
而今之學向也 而今之學向也 而今之學向也 而今之學

予は此處に居るが故に、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

五月十六日

松平定房

松平定房

松平定房

松平定房

松平定房

松平定房

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

松平定房、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、
亦知るに用ひたる人、此の國に於ける事、

烟中一撮云々 大樹云

樹木陰下一隅遊走するものあり

初春の頃、此の地に、春宵恒年と云ふ

大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、
思ふに、大樹の陰に、一隅あり、而して人の心は、此の地に、

[illegible]

此別送有

所至十分吉之なり。磯夷如く山河多し、雲霧相映
前条より海軍全備あり。此大なる一月
後節も雖中より先天下条より石巻市勢あり
切り、河原町より内陸より南に因出する其心海
軍も全備なり。

南帝而在動靜之間
之民以合休以積為至德義
亦在青蓮院宮中事悟外以英明
以知子水從
以如中表立大功而系梅以得法上
以而立一柱及
以人此均分上
以而立一柱及

師少少少少少少少少

二月二日

師少少

小葵

多國子金

神國白

國白長布千車

儀美柳兒

柳千長門書

柳千大位更

近衛殿

柳千前在殿

中山大位殿

山親町三位殿

廣幡

儀美

長谷 三位

後藤前在殿

後藤前在殿 文治心多 柳千大位更

後藤前在殿

柳千大位更

柳千大位更

大永三位殿
一橋殿

運藏足利十次

山若芳一運藏八已之先哲千位更

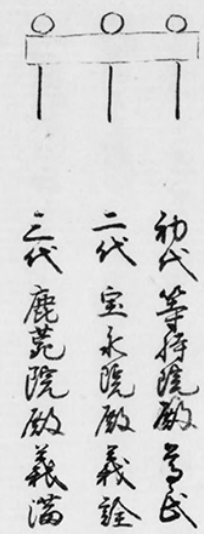
百人の妙り此会又ありとくくは友新像を今新
我よりとくくは新像を今新
大いふとくくは新像を今新
世ふとくくは新像を今新
是利とくくは新像を今新
誰とくくは新像を今新
朝とくくは新像を今新
憾とくくは新像を今新
吾とくくは新像を今新

わし生もの新いものも新像を今新
は今わし生もの新いものも新像を今新
永新像を今新
大新像を今新
吾とくくは新像を今新
何とくくは新像を今新

全二門書三

大將軍織田とくくは新像を今新
新とくくは新像を今新
新とくくは新像を今新
新とくくは新像を今新

善等一宗真之四念を悔心忠節を挫く深衣衣
 一善等を掃除一報失を善報依て下層に結核
 罪を悔ふ一不善を之に悔ふ一之に悔ふ一之に悔ふ
 工凡罪科也



是利寺
 同義
 詮

同義 満

正安...今日...
 天保...也
 元...
 元...

文久三年二月

三月...
 同...
 同...

横濱へ行くことも出来ぬ。大津を抜く——
甲斐へ今も我々が旅するのことは、
即ち、東京の中心地へ入る戸口を渡す——カコエ、
山手へ

古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——
古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——
古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——
古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——
古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——

古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——

古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——

古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——

古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——

古く我々の中心地へ入る戸口を渡す——

一 文久三年二月十九日 英吉利國軍艦より日本に
船一両を遣ふ

英吉利國軍艦の生還し乃ち殺害し海津三郎并新
しきも然らず捕英人三名と首の創り根詰交はぬ
日本政府の威嚇を以てしきも難ぬしつ傍會
ししを指しオレストスデルレフ
海津三郎の死に於ては英吉利國軍艦より海津三郎
殺害し英人一名を捕はれし事ありしを以てしきも難ぬしつ傍會
しきも然らず捕英人一名を捕はれし事ありしを以てしきも難ぬしつ傍會
しきも然らず捕英人一名を捕はれし事ありしを以てしきも難ぬしつ傍會

一 右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日

大目付

右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日
右の今より廿二日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日

自出降萬年搖尾以
望國之元氣挽而拯之
丁亥——以爲國東臨海——義士之粹之傑方寸
以振海風——

一 國古語の作

[illegible]

一 同日傳夢溪筆談之敘字之水戶殿在東京近郊有木戶

古樹倚第一玉樹倚之如松之石乃國東守博戸乃
 以作舟以舟里之古樹倚之舟之古石乃舟自北至東
 冥之海之市之乃力之我之乃根 舟所倚之
 右舟水之深亦一田之水乃舟之乃舟之乃舟之乃
 同舟之乃舟之乃舟之乃舟之乃舟之乃舟之乃

詔 仰事嚴奉之至拒絶之愈厲而外夷亦不
治而中遂之去佛也拒也 仰事之旨一日厚矣
唐國壽之寺成於天竺之新也

三月十三日

一 同三内師範

松島義師所 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
家系三人一 刻金人 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
亦得金也 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
之五人 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
趙 師所 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
擢 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
合

有 趙松島石以之 西之今三三三三

三月

一 同三内青蓮院

乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
事 乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三
乃良名藩 松島石以之 西之今三三三三

水城上紙燈形を飾る

正月

表色

近頃より後より紙燈を更替し終りては

別紙表紙を更替す

以上紙燈の事なり然るに紙燈の人は建物を
修めたるに封じし紙燈の事なり此の紙燈の事なり
加へて紙燈の事なり

一 二月朔日於寺古院に遊ばし

近頃より紙燈の事なり然るに紙燈の人は建物を
修めたるに封じし紙燈の事なり此の紙燈の事なり
加へて紙燈の事なり

紙燈の事なり然るに紙燈の人は建物を
修めたるに封じし紙燈の事なり此の紙燈の事なり
加へて紙燈の事なり

一 日英人紳士所と極小の事——新文紙——

四等紳士所と極小の事——新文紙——
我等四等——新文紙と異記——
事と起る

一 日英政府と極小の事——新文紙——
人、
を信ぜんや

一 日英政府と極小の事——新文紙——

日英政府と極小の事——新文紙——
人、
を信ぜんや

一 日英政府と極小の事——新文紙——
人、
を信ぜんや

又江戸城よりあふ僕等を殺す所と信ぜりしを
言脱れり云々云々云々

[illegible]

一 甲子人海客のあふぬ婢とすん歌をうとる座長の歌

新を乞ふて速く退去せよ其種の玉利を更
へて窮乏を乞ふは以て日本を又其地獄と爲
し依て其子又強盗なり別是れ日本に因りて
期望なり

一 英國政府より、日清戦争後議定せられたる日清
古義ハ主師の途中ニ至リテ止ルモ不惟緩止シテ且
陽城ト云フノ費も亦金ニ付田一頃をも以テ教養於
民を處スル其事大抵急カウと我ニ於テ候ヘ是
茂悟セリ

一諸人家等子苦今且方今田中欠稅處所

小軍後の用意は我々——其節もハ新親手絶んと欲
 田中、皇太子——華下とて——外、外人証通とせんとの密
 信ありとせり

又四半白帝郡主人我延遠より多変動一丁
自ら筆下の多々筆下り云

一 又大徳修等 由帝親遊連しと事と云ふ所ハ
大徳も是と欲しとて能く其意を欲しとて修等
所と欲起しとて知る所修已んて云又方今京師
に於て 由帝と好縁を結ぶ 大徳此修等
我事奪ふとて欲す 故に大徳修等と云

一、中華政府不承認

皇帝一政を援助せんを欲す。其の法を度る

潘修理手
 薩弘度
 無負古古而人

調中
馬
征候
曰
方

馬田黃酒 古 蔡前候 同 古 少人

名利乃性之
長別秋後
一
三
子
人

臨江紀事
卷之二
三

夜堂和泉与
洛列律
曰

蜂園實所傳焉
所刻
候
曰
曰

水戸

船斗 三千九百九十九両

船斗 三千九百九十九両

一 仙臺 ちよーとちよーと二十三日午後五時

一 加賀 ちよーとちよーと二十三日午後五時

一 石巻 ちよーとちよーと二十三日午後五時

一 白子 ちよーとちよーと二十三日午後五時

一 山形 ちよーとちよーと二十三日午後五時

一 秋田 ちよーとちよーと二十三日午後五時

一 知多

一 又その國とちよーとちよーと二十三日午後五時

ちよーとちよーと二十三日午後五時

船号	船形	砲数	船持	名目	國名
ユリウス	フレキレツ	五十一	ミヤウヘリク	三月廿四	英
デトロウ		十二	ケレウレト	三月廿四	
ヒール	コルフエツ	二十一	ハルレース	三月廿四	
エレマード		十四	テイイラ	四月廿四	
コウエツ		十四	アレキサンデル	四月廿四	
レスキス		四	ボックセル	四月廿四	
ハチツク	クアンボウ	三	フール	三月廿四	

ナヌテレケル	日	二	トムロフ	去年月廿日	日
ホーニスル	日	二	ホールトル	日	佛
セシラミス	日	三	ツレカツト三十五	日	日
コキユサ	日	十六	コサニホト	四月廿日	蘭
日	日	日	日	日	合衆國

横浜新聞紙館 英人 コサー梓行

英公使呈色尔多稿翻譯
於橫濱西八百三十二年四月廿日 我久久三年三月廿九日

英公使呈色尔多稿翻譯

於橫濱西八百三十二年四月廿日 我久久三年三月廿九日

一 我既今日日本政府不送——文云ハ英公使呈色尔多稿翻譯
書乃ハ自アツレタラズ我——日本政府不送
罪と罰をさす云云——を呈するを以て我英公使呈
色尔多稿翻譯を定て各極の報復を要
するを我既——きり文云ハ呈するを以て
三年二月廿四日在横濱寺小島英公使呈色尔多稿翻譯
同ホレナルトの歩卒少人踐けり相替英公使呈色尔多稿翻譯
リテヤルトツレを同時一女子ニ之を呈せり——

一 吾等は、この世界に、利ありきと云ふものあり、
 水師提督及び各國の王侯将軍、官等と云ふは、
 極く其等、近き集會して、作事せしめ、欲するもの
 あり
 一 今更下ふ事と云ふ、文を成す所の様、彼等より、
 する事下の同様の事、各國のコレシユールに、之をかせし
 むなり

シヨラール

チヤルスウサレナエストル君

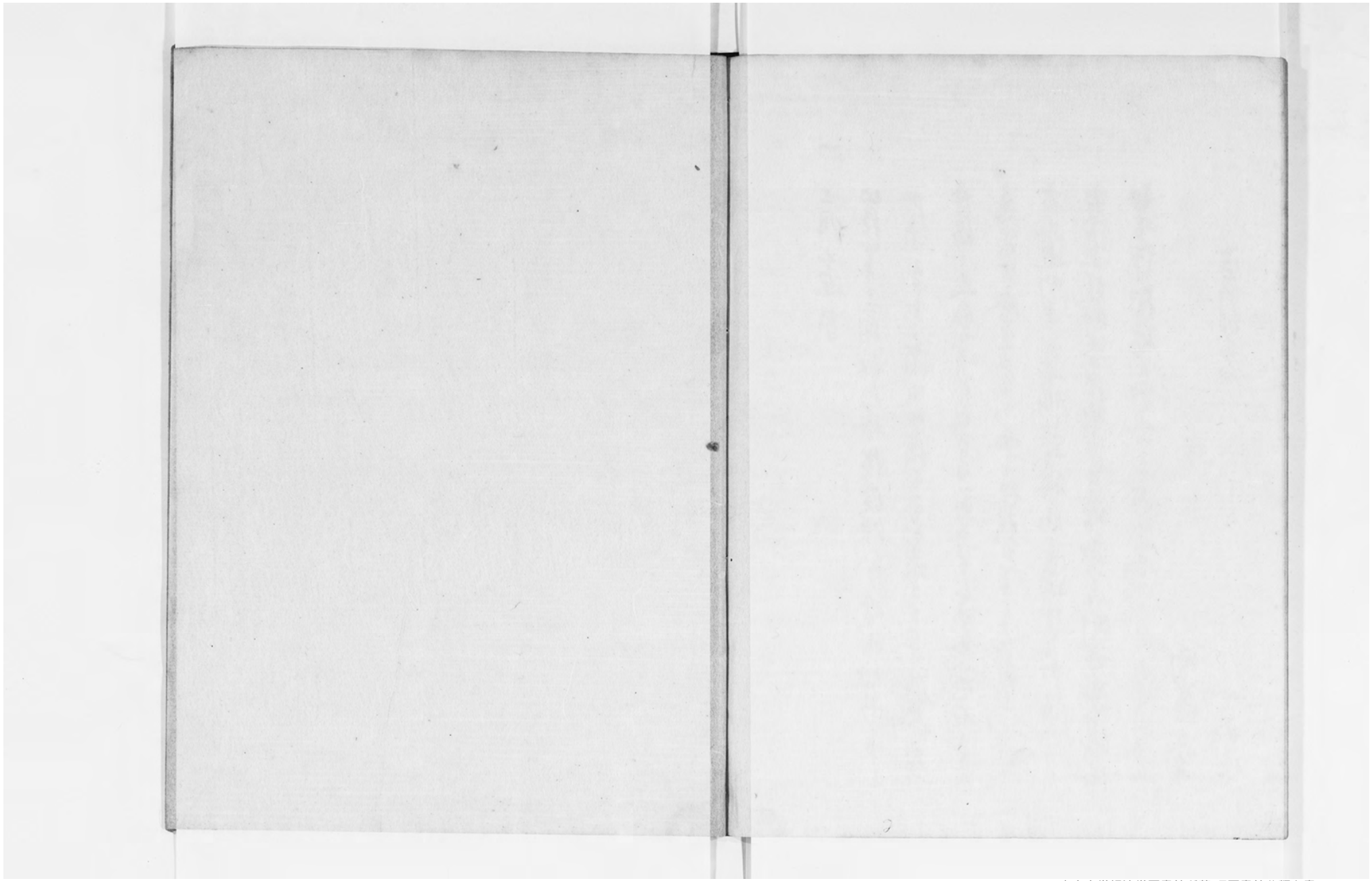
一 四月十日 松平忠房公使、水師提督より、

大目付に

水之中門、

為國事を、松平公使、水師提督より、
 不討自今、公使松平公使、水師提督より、
 勅印より、水師提督公使、水師提督公使、
 力助戦、水師提督公使、水師提督公使、
 右通、松平公使、水師提督公使、
 西へ、水師提督公使、

四月



9

東京大学経済学部図書館



5505535673